昭和32年８月12日第三種郵便物認可
毎月１回１日発行　平成27年９月１日 No. 768

労働基準情報

岩手

September
9
2015

『収穫への期待（八幡平市）』　写真：眞舘弘治

職場発！ 心と体の健康チェック
はじまる 広がる 健康職場

（平成27年度全国労働衛生週間スローガン）

〔目次〕

全国労働衛生週間 …… 2
（公財）岩手労働基準協会　会長就任ご挨拶 …… 3
平成26年度の個別労働紛争解決制度施行状況について（その2） …… 4・5
10月は年次有給休暇取得促進期間です …… 6
クエスチョン …… 7
次世代法に基づき子育てサポート企業として３社を認定 …… 8
インフォメーション …… 9
講習会のお知らせ、死亡災害速報 …… 10・11

９月は全国労働衛生週間準備期間です。職場の改善、健康管理に取り組みましょう。

「職場発！ 心と体の健康チェック はじまる 広がる 健康職場」

（平成27年度全国労働衛生週間スローガン）

全国労働衛生週間（10月１日から７日まで）は、昭和25年の第１回実施以来、今年で第66回を迎えます。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきました。

労働者の健康を巡る問題を見ると、職場におけメンタルヘス対策 や過重労働による健康障害防止対策とともに、業務上疾病のうち腰痛の増加、薬品等による薬傷・やけど等、特別規則で規制されていな化学物質を原因とする労災事案の発生等が重要な課題となっています。

このような状況を踏まえ、改正労働安全衛生法により、①ストレチェック制度の創設によるメンタルへ対策 、②表示義務対象化学物質の範囲の拡大 、一定の危険・有害な化学に対するリスクアセメント実施による化学物質管理、③職場における受動喫煙防止対策等を推進し、業務上疾病の発生を未然防止するための仕組みを充実させることとしています。

このような背景を踏まえ、本年度は、

「職場発！心と体の健康チェック　はじまる　広がる　健康職場」

をスローガンとして全国労働衛生週間が展開されることになりました。

本週間を契機として、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図りましょう！

準備期間中（９月１日から９月30日まで）の各職場で実施する事項は次のとおりです。

ア　改正労働安全衛生法に基づく、ストレスチェック制度に係る取組への準備、ＳＤＳ交付義務対象物質に関するリスクアセスメントの実施に向けた環境整備、職場における受動喫煙防止対策の推進
イ　労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
ウ　過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
エ　職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進
オ　溶剤、薬品等による薬傷・やけど等の防止
カ　労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立を始めとした労働衛生管理活動の活性化
キ　作業環境管理の推進
ク　作業管理の推進
ケ　健康管理の推進
コ　労働衛生教育の推進
サ　心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施
シ　快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
ス　労働者の治療と職業生活の両立等の支援に係る取組の促進
セ　職場における感染症（ウイルス性肝炎、ＨＩＶ、風しん等）に関する理解と取組みの促進
ソ　粉じん障害防止対策の徹底
タ　熱中症予防対策の徹底
チ　電離放射線障害防止対策の徹底
ツ　騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底
テ　振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
ト　ＶＤＴ作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるＶＤＴ作業における労働衛生管理対策の推進
ナ　化学物質中毒対策等の徹底
ニ　石綿障害予防対策の徹底
ヌ　酸素欠乏症等の防止対策の推進
ネ　東日本大震災に関連する労働衛生対策の推進

本週間中（10月１日から７日まで）に各職場で実施する事項は次のとおりです。

ア　事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
イ　労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
ウ　労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
エ　有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
オ　労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

就任ご挨拶

公益財団法人　岩手労働基準協会
会　長　**九萬原　敏巳**

この度、竹中前会長の後を受けまして会長に選任されました東北電力㈱岩手支店長の九萬原敏巳でございます。前会長同様会員の皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

公益財団法人岩手労働基準協会は、労働基準行政の推進を側面から支援協力する団体として昭和26年８月に設立されて以来60年余に亘り「労働者の福祉の向上と産業の健全な発展に寄与する」ための諸活動に取り組んでまいりました。

この間、平成22年12月１日岩手県知事の認定を得て公益財団法人に移行登記し、公益法人に相応しい事業の展開に努めているところでございます。当協会は、会員数約5100を超える県下有数の労働関係団体に成長し、時代の変化に対応した事業の推進を今後も続けてまいる所存であります。

さて、県内の経済情勢は、生産活動は底堅い復興需要や円安による輸出環境の改善などから緩やかな持ち直し基調にありますが、先行きは上昇気配にあるガソリン価格の安定や賃上げなどによる国内消費の回復がカギとなっています。雇用情勢も有効求人倍率が震災後の最高値を２カ月連続で更新するなど、全体として持ち直しに向けた動きが見られるとしています。このような状況の中、「労働者の福祉の向上と産業の健全な発展」に取り組むことが重要であると認識しております。

一方、労働災害の発生は、平成22年から平成26年まで５年連続して増加の傾向を示しているとしています。また、復旧・復興関連工事での労働災害の発生が懸念されることから、一層の労働安全衛生活動の活性化が重要になってくると思われます。

このような情勢をふまえ、今後も行政当局のご指導をいただきながら、会員各位のご支援により適切な協会運営に努めてまいる所存でございます。皆様の当協会に対します更なるご理解とご支援をお願いし、ご挨拶とさせていただきます。

平成26年度の個別労働紛争解決制度施行状況について（その２）

岩手労働局

Ⅱ　労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせんの状況について

１　件数の推移　＜助言・指導、あっせんとも減少＞

助言・指導の申出件数は、制度創設（平成13年10月）から若干の変動はあるものの増加の基調がみられていたが、127件で前年度（145件）と比べて12.4%減少した。

また、あっせんの申請件数は46件で前年度（59件）と比べて22.0%減少した（第７図）。

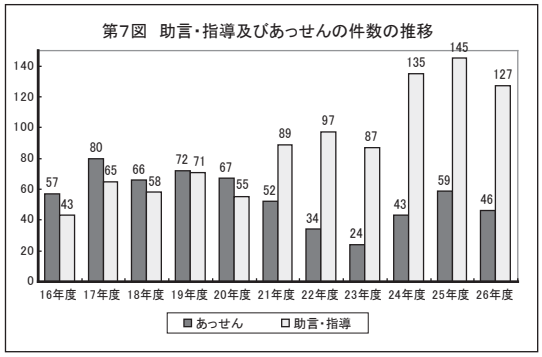

２　助言・指導

（１）事案の内容＜「いじめ・嫌がらせ」が３年連続で最多＞

助言・指導の事案の内容は、「いじめ・嫌がらせ」が27件（17.9%）で３年連続で最多、次いで「解雇」が21件（13.9%）、「自己都合退職」が17件（11.3%）となり、これらで全体の４割以上を占めた（第８図）。

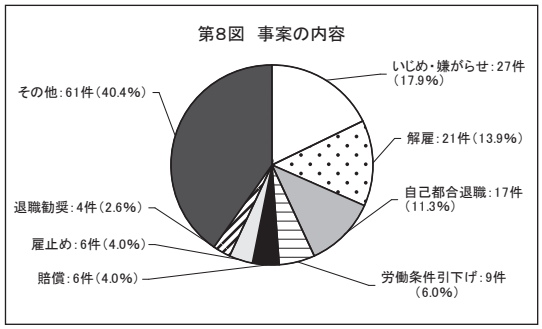

（注）１件の事案で複数の内容の場合は重複計上しており、各項目の総計は助言・指導件数とは一致しない。

（２）いじめ･嫌がらせの内訳　＜申出は「在籍労働者」が９割近くを占める＞

「いじめ･嫌がらせ」は、「在籍労働者」からの申出が88.9%（24件）を占め、在籍期間中のいじめ・嫌がらせの改善を求めるような助言・指導の申し出が大半であった。

また、その内容は、名誉毀損、侮辱、ひどい暴言など「精神的な攻撃」によるものが85.2%（23件）と大半を占め、暴行、傷害など「身体的な攻撃」、「無視、仲間外し」がいずれも7.4%（２件）であった（第９図）。

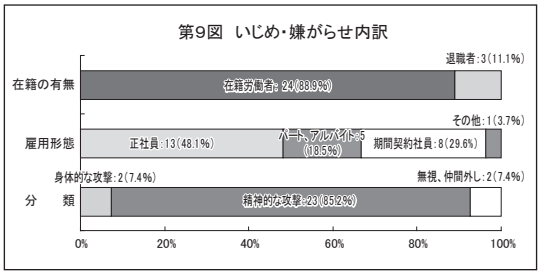

（３）制度の利用者について　＜全てが労働者からの申し出＞

制度利用の申し出については、すべてが労働者からの申し出であった。

また、紛争当事者（労働者側）の就労形態を見ると、「正社員」が58.3%（74人）と半数以上を占めた（第10図）。

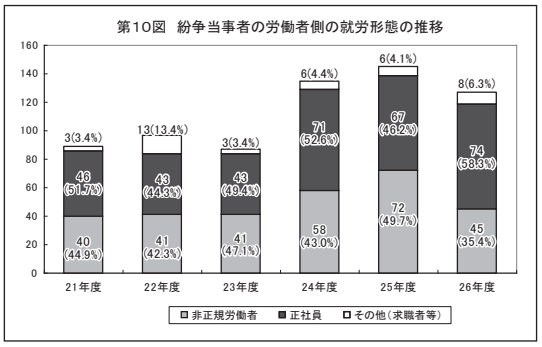

（４）解決状況等　＜約７割が解決し、ほとんどが10日以内に手続が終了＞

平成26年度中に手続を終了した助言・指導件数は126件で、そのうち96件が解決し、解決率が76.2%（前年度69.2%）となった。

また、123件（97.6%）が10日以内に全ての手続が終了している（第11図）。

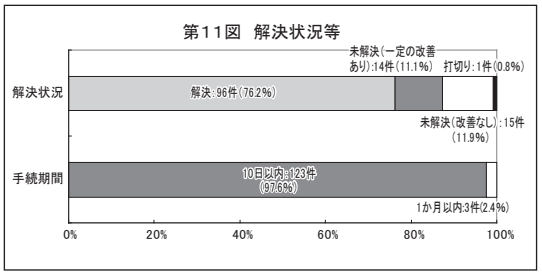

※　助言・指導の解決事例は別添参照

３　あっせん

（１）事案の内容　＜「いじめ・嫌がらせ」が３年連続で最多＞

あっせんの内容は、「いじめ・嫌がらせ」が15件（27.8%）となり、３年連続で最多、次いで「解雇」が14件（25.9%）、「賠償」が8件（14.8%）となり、これらの合計で全体の７割近くを占めた（第12図）。

第12図　事案の内容

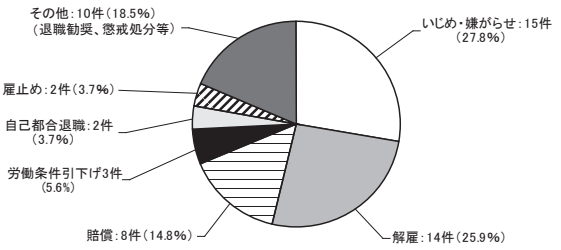

（２）いじめ･嫌がらせの内訳　＜申請は「退職者」が７割近くを占める＞

「いじめ･嫌がらせ」の内訳は、「退職者」による申請が66.7%（10件）を占め、退職後にいじめ・嫌がらせによる慰謝料を求めるあっせんが多かった。
また、その内容は、名誉毀損、侮辱、ひどい暴言など「精神的な攻撃」によるものがほとんど（15件中14件）を占めた（第13図）。

第13図　いじめ･嫌がらせの内訳

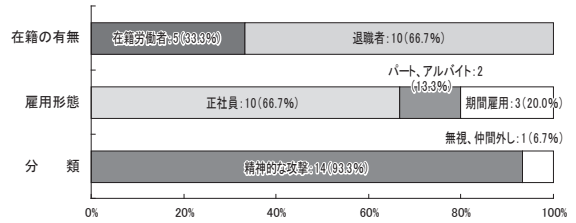

（３）制度の利用者について　＜正社員が７割近くを占める＞

紛争当事者の労働者側の就労形態を見ると、「正社員」が67.4%（31人）、「非正規労働者」が32.6%（15人）と、「正社員」が７割近くを占めた（第14図）。
なお、労働者（退職者を含む。）からの申請が42件(91.3%)で事業主からの申請が４件(8.7%)であった。

第14図　紛争当事者の労働者の就労形態の推移

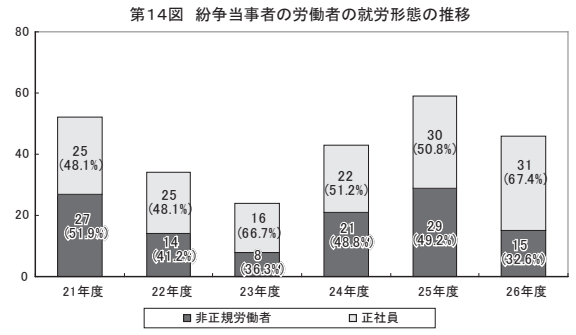

（４）解決状況、処理日数について＜75.0%が合意解決、全て２か月以内に手続終了＞

平成26年度中にあっせんの手続きを終了したものは47件で、あっせん開催前に合意解決した2件を除く残りの45件について、被申請人が参加したあっせん参加率は62.2%（28件）、あっせんにより解決した率は75.0%（21件）であった。

なお、２か月以内に全ての手続が終了し、「簡易・迅速・無料」という制度の特徴が活かされた結果となっている（第15図）。

第15図　解決状況等

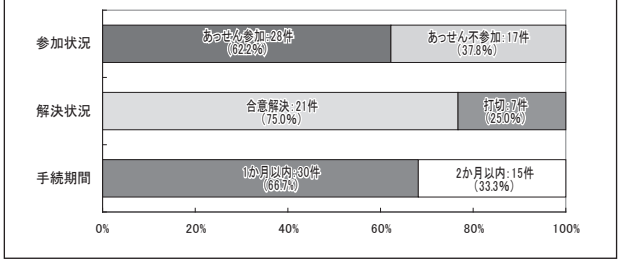

※　あっせんの解決事例は別添参照

【備考】

【紛争調整委員会とは】
弁護士、大学教授等の労働問題の専門家である学識経験者によりあっせんを行うために組織された委員会であり、都道府県労働局ごとに設置されている。この紛争調整委員会の委員のうちから事案ごとに指名される３名のあっせん委員が、紛争解決に向けてあっせんを実施するものである。

「助言・指導」及び「あっせん」の解決事例

「助言・指導」

事例１：解雇、いじめ・嫌がらせ　（解雇が撤回され復職が実現）	
事案の概要	事業主から一方的に解雇を通告され、また、その際に本人の了解なく私物をぞんざいに扱われる等の嫌がらせを受け心を傷つけられた。勤務を継続できるよう助言・指導を申し出たもの。
助言・指導の内容、結果	事業主に対し、社会通念上合理的な理由がない解雇は無効とされていること、また、私物をぞんざいに扱う行為はパワーハラスメントとみられることもあり、本人とよく話し合い問題を解決するよう口頭助言を実施したところ、話し合いがもたれ、解雇が撤回されたもの。

事例２：自己都合退職　（希望どおりの退職が実現）	
事案の概要	雇用期間の定めのないパート労働者が、事業主に対し、退職したい旨30日以上前に申し出たところ、６か月は引き続き働いてほしいと言われ退職を認めてくれなかったとして、希望どおり退職できるよう助言・指導を申し出たもの。
助言・指導の内容、結果	事業主に対し民法の契約解除の規定を説明し、退職について配慮するよう口頭助言を実施したところ、労働者が希望した日で退職することができたもの。

「あっせん」

事例１：いじめ・嫌がらせ　（解決金（1か月分賃金相当額）の支払）	
事案の概要	契約社員として勤務していたが、上司のパワーハラスメント等が続き退職に追い込まれたことから、精神的苦痛、経済的損害に対する補償金の支払いを求めるもの。
あっせんの内容、結果	あっせん委員が当事者間の調整を図り、解決金として1か月分賃金相当額の支払いで合意解決した。

事例２：退職勧奨　（解決金（１か月分賃金相当額）の支払）	
事案の概要	正社員として働いていたが、事業主より、「本日付けで退職していただきたい。」と言われ、退職届を記入するよう話しがあった。退職届は書いたが、自分としては働きたい思いがある中で、辞めざるを得なかったものであり、経済的、精神的損害に対する補償金として、３か月分賃金相当額の支払いを求めるもの。
あっせんの内容、結果	あっせん委員が当事者間の調整を図り、解決金として１か月分賃金相当額の支払いで合意解決した。

10月は年次有給休暇取得促進期間です

働き方・休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」を実施しましょう。

+1

ワーク・ライフ・バランス
仕事と生活の調和のために、
「プラスワン休暇」で連続休暇に。

労使協調のもと、土日、祝日に
年次有給休暇を組み合わせて、
3日(2日)＋1日以上の休暇を実施しましょう。

10月は年次有給休暇取得促進期間です。

2015年10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	プラスワン休暇 9 +	10
11	体育の日 12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25 +	プラスワン休暇 26	27	28	29	30	31

休暇取得に向けた職場づくりに取り組みましょう。

事業場での具体的な取組の一例

年次有給休暇を取得しやすい環境整備
経営者の主導のもと、取得の呼びかけなど年次有給休暇を取得しやすい雰囲気づくりや、労使の意識改革をしましょう。

労使の話し合いの機会をつくる
年次有給休暇の取得状況を確認するとともに、取得率向上に向けた具体的な方策を話し合いましょう。

年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しましょう。

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に年次有給休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は、導入していない企業よりも年次有給休暇の平均取得率が8.1ポイント高くなっています(平成25年)※。
この制度を導入することによって年次有給休暇が取りやすくなると考えられます。 ※就労条件総合調査

1.導入のメリット
- 事業主　労務管理がしやすく計画的な業務運営ができます。
- 従業員　ためらいを感じずに、年次有給休暇を取得できます。

2.日数
付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の従業員

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	従業員が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の従業員

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	従業員が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

厚生労働省｜岩手労働局｜労働基準監督署

厚生労働省ホームページ　http://www.mhlw.go.jp　働き方・休み方改善ポータルサイト　http://work-holiday.mhlw.go.jp

クエスチョン 安全衛生優良企業公表制度について

Q 当社では、労働災害防止対策の一環として、無災害記録の達成を目標に取り組んでおりますが、このたび「安全衛生優良企業公表制度」が新設されたと聞きました。当社の取組の趣旨にかなうのであれば、この制度についても取り組みたいと考えておりますので、その内容を教えて下さい。

A 労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善している企業（本制度において「安全衛生優良企業」という。）が、より社会的に評価され、認知されるようにすることで、企業における労働者の安全や健康を確保するための自主的な取り組みを促進することを目的として、国が安全衛生優良企業を認定及び公表する制度です。

この認定を受けるためには、過去３年間労働安全衛生関連の重大な法違反がないなどの基本事項に加え、労働者の健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働対策、安全管理など、幅広い分野で積極的な取組を行っていることが求められます。

基準を満たした企業は、３年間の認定を受けることができ、「安全衛生優良企業」の呼称及び安全衛生優良企業認定マークを商品又は役務、企業の広告、取引に用いる書類又は通信、営業所、事務所その他事業場における掲示、インターネットを利用した方法により公衆の閲覧に供する情報、労働者の募集等に使用できるようになります。

安全衛生優良企業公表制度についての詳しい情報は厚生労働省のホームページ（http://anzenininfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan_index.html）をご覧ください。

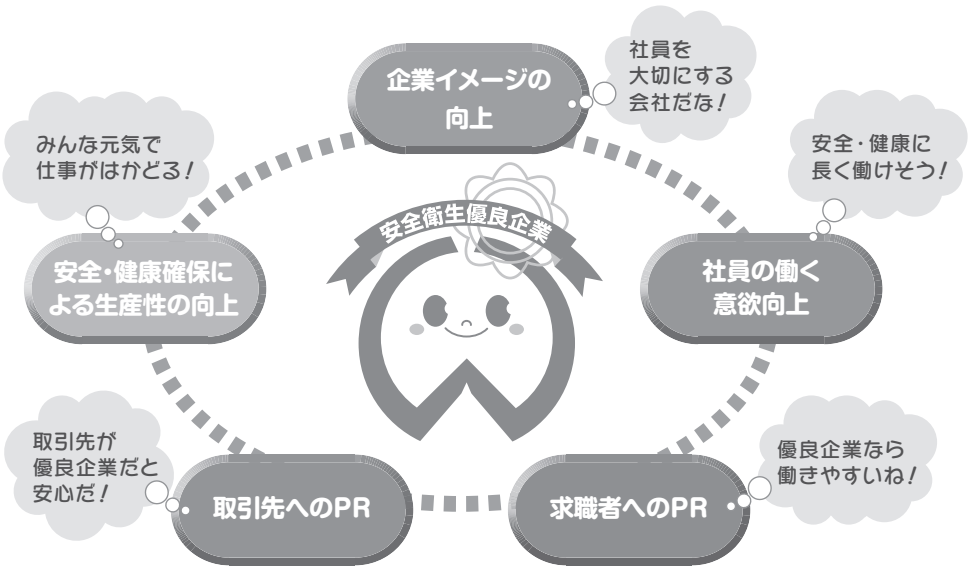

第三種郵便物承認平成27年９月１日発行労働基準情報岩手

次世代法に基づき 子育てサポート企業として３社を認定

次世代育成支援対策推進法に基づき一般事業主行動計画を策定・届出、計画の目標の達成等、一定の基準を満たした場合、申請により、「基準適合一般事業主」として厚生労働大臣の認定を受け、認定マークを商品、求人広告等に使用することができます。また、認定企業に対し、授乳コーナー、多目的トイレ、移動用リフトなどの導入を行動計画に目標として掲げ、行動計画期間内に導入した資産について、割増償却が可能となる税制優遇制度が設けられています。

岩手労働局が新たに認定した３社の主な取組み状況は以下のとおりです。

社会福祉法人胆沢やまゆり会（奥州市）

１　届出目標の実施内容

⑴　小学校就学前までの所定外労働免除制度を導入した。

⑵　子どもが保護者である労働者の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」を実施した。

２　その他、認定に必要な要件の実施内容

⑴　男性１名が子の看護休暇を取得し、出産したすべての女性が育児休業を取得した。

⑵　毎週水曜日をノー残業デーとしている。また誕生日の年次有給休暇取得を促進している。

社会福祉法人ひたかみ福祉会（奥州市）

１　届出目標の実施内容

⑴　小学校就学前までの短時間勤務制度を導入した。

２　その他、認定に必要な要件の実施内容

⑴　男性１名が子の看護休暇を取得し、出産したすべての女性が育児休業を取得した。

⑵　毎週月曜日をノー残業デーとした。

株式会社プラザ企画（奥州市）２回目の認定

１　届出目標の実施内容

⑴　子どもが生まれる際の父親の休暇制度について、リーダーに周知を行うことと併せ、男性社員にも取得促進を図った。これにより男性１名が配偶者出産休暇を取得した。

２　その他、認定に必要な要件の実施内容

⑴　男性１名が子の看護休暇を取得し、出産した女性の91.7%が育児休業を取得した。

⑵　小学校就学前までの所定外労働免除制度及び時差出勤制度、小学校３年生までの短時間勤務制度を導入した。

⑶　所定外労働の削減措置として柔軟なシフト作成及び運用等を行った。また、多様な就業形態を選択できる「社員タイプ選択制度」を導入した。

交付式の様子

問い合わせ先　**岩手労働局雇用均等室**
電話 019－604－3010

インフォメーション

新会員事業所のお知らせ

７月に加入された事業所をご紹介いたします

支部名	事　業　所　名	所在地
大船渡	㈲小野電気設備	陸前高田市

‘15 岩手県産業安全衛生大会

日　時

平成27年10月１日(木)　13時30分～

会　場

都南文化会館・都南公民館 キャラホール

住所：盛岡市永井24-10-1

※駐車場につきましては、駐車台数に限りがございますので、乗合せ、または公共交通機関のご利用等ご協力お願い申し上げます。

事例発表

ディー・ティー・ファインエレクトロニクス㈱

特別講演

落語家　遠野市出身　**六華亭　遊花** 氏

演題　「笑って　なまって　コミュニケーション」

陸上貨物運送事業労働災害防止協会からのお知らせ

事業場の安全衛生ご担当者様へ

受講料は無料です！

【厚生労働省委託事業】荷役ガイドラインに基づく講習会開催のご案内

荷主等の事業場の担当者への安全衛生教育講習会のご案内

陸上貨物運送事業の労働災害の70%は、トラックの荷台等からの墜落・転落等の荷役作業中に発生しています。さらにその70%は荷主等（荷主、配送先、元請事業者等）の事業場で発生しています。このため、厚生労働省では平成25年３月に「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（以下「荷役ガイドライン」といいます。）」を策定し、陸運事業者の実施事項、荷主等の実施事項を示しました。本年度は、この荷役ガイドラインに示された荷役災害防止の担当者に対する安全衛生教育（荷主等向け）を全国47か所で開催いたしますが、岩手県では下記日程により行います。

この講習会は、荷役ガイドラインの教育カリキュラムに基づいて実施されるものです。荷主等の企業の皆さまの積極的なご参加をお願いいたします。

各会場の空き状況は陸災防本部のホームページによりご確認いただけます。

～講習会の主な内容～

１　開催日時　平成27年９月30日（水）　13：00～17：00

２　開催場所　（公社）岩手県トラック協会【紫波郡矢巾町流通センター南2－9－1】

３　講習会の内容

①　労働局担当官ご挨拶

②　荷役災害防止担当者教育（陸災防安全管理士）

③　質疑応答

④　アンケート記入

４　定　　員　約50名程度（先着順です。）

５　参加費及びテキスト代　無料

６　申込み方法

参加を希望される方は、陸災防のホームページトピックス欄内の「荷役災害防止担当者に対する安全衛生教育（荷主等向け）のご案内」参照のうえ、FAXで陸災防岩手県支部（FAX 019－638－5010）へお申込み下さい。

７　その他

本講習会を受講された方には、修了したことを証する書面をお渡しします。

第三種郵便物承認平成27年９月１日発行労働基準情報岩手

講習会のおしらせ

27年11月迄のご案内

区分	講　習　名	実　施　日	場　所	定 員	申 込 先	受 講 料	テキスト代
	有機溶剤作業主任者技能講習	11/4(水)～5(木)	岩手労働基準協会研修センター	100	本 部	9,720	1,944
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	10/29(木)～30(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本 部	9,720	1,944
	玉掛け技能講習	10/5(月)～6(火)・8(木)	岩手労働基準協会宮古支部他	30	宮古支部	21,600 (一部免除者) 19,440	1,645
		10/5(月)～7(水)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部		
		10/7(水)～9(金)	久慈職業訓練協会他	30	二戸支部		
		11/9(月)～11(水)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部		
		11/10(火)～12(木)	釜石職業訓練協会他	20	釜石支部		
		11/10(火)～11(水)・13(金)	釜石職業訓練協会他	20	釜石支部		
		11/16(月)～18(水)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
		11/16(月)～17(火)・19(木)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
	フォークリフト運転技能講習 (31時間コース)	9/7(月)～10(木)	岩手労働基準協会研修センター	定 員	盛岡支部	29,160	1,620
		9/7(月)～10(木)	岩手労働基準協会宮古支部他	30	宮古支部		
		9/11(金)～13(日)・19(土)	アイ・ドーム他	40	一関支部		
		9/15(火)～18(金)	気仙教育会館他	30	大船渡支部		
		10/13(火)～16(金)	岩手労働基準協会花巻支部	40	花巻支部		
		10/20(火)～23(金)	釜石職業訓練協会	30	釜石支部		
		10/20(火)・26(月)～28(水)	釜石職業訓練協会	10	釜石支部		
		11/10(火)～13(金)	二戸市民文化会館他	30	二戸支部		
		11/16(月)～19(木)	岩手労働基準協会花巻支部	20	花巻支部		
	小型移動式クレーン運転技能講習	10/5(月)～7(水)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部	28,080 (一部免除者) 25,920	1,645
		10/19(月)～21(水)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部		
		10/20(火)～22(木)	気仙教育会館他	30	大船渡支部		
		10/20(火)～21(水)・23(金)	気仙教育会館他	20	大船渡支部		
		10/21(水)～23(金)	久慈職業訓練協会他	30	二戸支部		
	ガス溶接技能講習	10/9(金)～10(土)	岩手労働基準協会花巻支部他	60	花巻支部	9,720	864
		11/6(金)～7(土)	一関職業訓練協会	40	一関支部		
		11/11(水)～12(木)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部		
		11/12(木)～13(金)	気仙教育会館他	40	大船渡支部		
	高所作業車運転技能講習	10/6(火)～7(水)	釜石職業訓練協会	20	釜石支部	33,480 (一部免除者) 30,240	1,850
		10/6(火)・8(木)	釜石職業訓練協会	20	釜石支部		
	安全衛生推進者養成講習	9/28(月)～29(火)	岩手労働基準協会花巻支部	60	花巻支部	8,640	1,296
		11/19(木)～20(金)	岩手労働基準協会宮古支部	30	宮古支部		
特別教育	アーク溶接等の業務特別教育	11/13(金)～14(土)	岩手労働基準協会花巻支部他	60	花巻支部	8,640 *9,720*	1,080
	小型車両系建設機械運転業務特別教育	9/14(月)～15(火)	岩手労働基準協会花巻支部	20	花巻支部	13,284 *14,364*	1,645
		10/26(月)～27(火)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部		
		11/4(水)～5(木)	岩手労働基準協会花巻支部	20	花巻支部		

区分	講　習　名	実　施　日	場　所	定 員	申 込 先	受 講 料	テキスト代
特別教育	クレーン運転業務特別教育	9/24(木)～25(金)	岩手労働基準協会花巻支部	60	花巻支部	8,640 *9,720*	1,645
		9/29(火)～30(水)	岩手労働基準協会研修センター	30	盛岡支部		
		10/7(水)～8(木)	気仙教育会館他	30	大船渡支部		
		10/23(金)～24(土)	一関職業訓練協会	20	一関支部		
		11/13(金)～14(土)	一関職業訓練協会	20	一関支部		
		11/18(水)～19(木)	釜石職業訓練協会	30	釜石支部		
	低圧電気取扱業務特別教育 （開閉器の操作）	11/19(木)	アイ・ドーム	60	一関支部	6,480 *7,560*	648
	研削といしの取替え等の業務特別教育	10/10(土)	アイ・ドーム	40	一関支部	5,400 *6,480*	1,188
		10/13(火)	岩手労働基準協会研修センター	60	盛岡支部		
		10/22(木)	岩手労働基準協会宮古支部	40	宮古支部		
		10/23(金)	岩手労働基準協会花巻支部	40	花巻支部		
	巻上げ機の運転業務に係る特別教育	11/26(木)～27(金)	気仙教育会館他	40	大船渡支部	11,340 *14,472*	1,030
	ダイオキシン類ばく露防止特別教育	11/25(水)	岩手労働基準協会研修センター	80	本　部	4,320 *5,400*	864
その他	職長教育	9/29(火)～30(水)	釜石職業訓練協会	30	釜石支部	11,880 *12,960*	864
		10/6(火)～7(水)	アイ・ドーム	50	一関支部		
		11/5(木)～6(金)	気仙教育会館	30	大船渡支部		
		11/26(木)～27(金)	岩手労働基準協会宮古支部	30	宮古支部		
	職長・安全衛生責任者	11/26(木)～27(金)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部	11,880 *12,960*	1,512
	職長教育、職長・安全衛生責任者能力向上教育	10/15(木)	気仙教育会館	40	大船渡支部	6,480 *7,560*	1,620
	有機溶剤作業従事者安全衛生教育	11/19(木)	気仙教育会館	30	大船渡支部	5,832 *6,912*	864
	安全管理者能力向上教育 (定期又は随時)	11/10(火)	岩手労働基準協会研修センター	60	本　部	6,048 *7,128*	2,160
	第１種衛生管理者試験準備講習	10/8(木)～9(金) 及び 10/14(水)～15(木)	岩手労働基準協会研修センター	100	本　部	12,960 *15,120*	6,696

■ 特別教育及びその他の講習の受講料は、上段＝会員、下段（*斜字*）＝会員以外です。

■ **受講料・テキスト代は消費税8%込みです。**　■ **定員になり次第、申し込みを締め切ります。**

■ 上記以外の講習については、最寄りの支部にお問い合わせください。

問い合わせ・申込先・メールアドレスは下欄をご覧ください

岩手労働基準協会お問い合わせ先

	電話番号	FAX番号	E-mail アドレス
本　部	019-681-9911	019-681-1018	honbu@iwateroukikyo.com
盛岡支部	019-681-1076	019-681-1018	morioka@iwateroukikyo.com
宮古支部	0193-62-4906	0193-62-4906	miyako@iwateroukikyo.com
釜石支部	0193-55-4380	0193-55-4381	kamaisi@iwateroukikyo.com
花巻支部	0198-29-4800	0198-29-4801	hanamaki@iwateroukikyo.com
一関支部	0191-23-7729	0191-23-7720	ichinoseki@iwateroukikyo.com
大船渡支部	0192-47-3882	0192-47-3887	ofunato@iwateroukikyo.com
二戸支部	0195-23-5521	0195-23-0419	ninohe@iwateroukikyo.com

第三種郵便物承認平成27年９月１日発行労働基準情報岩手

クイズでゲット

労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会による26年度中あっせんの手続きを終了したものは47件ありましたが、制度の特徴が活かされた結果として、２ヶ月以内に全ての手続きが終了しました。

ではこの制度の特徴とは、次のどれでしょうか？

① 「面倒・鈍足・高額」
② 「安易・嘆息・無料」
③ 「簡易・迅速・無料」

ヒント　本誌５ページに関連記事

- ●応募方法　①自宅住所・氏名　②クイズの答え　③本誌への意見や感想などを書いて、ハガキ、FAX又はｅメールでお寄せ下さい。
- ●締め切り　平成27年９月25日（金）消印有効
- ●宛先　〒020－0857　盛岡市北飯岡一丁目10－25
  （公財）岩手労働基準協会　クイズ係宛て
  FAX 019－681－1018
  ｅメール　honbu@iwateroukikyo.com
- ●賞品及び発表　応募者の中から抽選で５名様に図書カード（500円券）をお送りします。当選者への賞品発送をもって発表にかえます。
- ●８月号の正解　③

軽米秋まつり

写真提供：軽米町

■日時／平成27年９月19日㈯～９月21日（月・祝）

お通り（神輿渡御、郷土芸能行列、山車運行）、お還り（神輿還御、郷土芸能行列、山車運行）のほか、中日には消防演習、軽米流し踊り等が行われます。

【お問い合わせ】
軽米秋まつり実行委員会
（軽米町役場産業振興課内）
TEL：0195－46－4746
FAX：0195－46－2335

川柳コーナー

川柳原生林社　編集長　中 島 久 光

少しでいい丸く収まるほどが良い

あまり欲張ると必ず弊害が起こります。ほどほどが良いとは分かっていても、そうはならないのが人間の弱さ。このような心境になりたいと思う。

（川柳原生林６月号＜杜若＞福留隆治作品より）

岩手の死亡災害（７月末）

製造業	1	(1)
鉱業	0	(0)
建設業	5	(7)
運輸交通業	2	(1)
林業	0	(0)
商業	1	(4)
その他	1	(4)
累計	10	(17)

（　）内は前年同期

編集後記

７月31日に厚生労働省が発表した日本人の平均寿命は、男性が初めて80歳を超え世界第４位の80.21歳、女性は86.61歳となり２年連続で世界一となった記事にびっくりしました。９月は暦のうえでもこうした長寿にちなんだ日がいくつかあります。

９月９日は、「重陽の節句」縁起の良い奇数の極みである９が重なることから「重陽」と呼ばれ、お酒に菊の花を落として飲む『菊酒』は長寿と厄を祓うといわれ古来から中国で飲まれています。21日は「敬老の日」長年にわたり社会につくしてきた老人を敬愛し、長寿を祝う国民の祝日です。23日は「秋分の日」祖先を敬い、亡くなった人々を偲ぶ国民の祝日です。22日は「国民の休日」です。19日から23日まで５連休となる方が多いのではないでしょうか。英気を養い、リフレッシュして長生きしようではありませんか。

さて、もう予定は決まりましたか？

発行　平成27年９月１日
定価　１部　100円
（会員事業所の購読料は年会費に含む）

発行所　公益財団法人岩手労働基準協会
盛岡市北飯岡一丁目10－25
〒020－0857／☎019－681－9911／FAX019－681－1018
編集・発行人　戸澤勝弘